

◇番号：202205

◇研究機関名	北九州市立大学	◇不正の種別	目的外使用、不適切な物品管理
◇不正が行われた年度	平成 26 年度～平成 29 年度	◇最終報告書提出日	令和 4 年 11 月 30 日
◇不正に支出された研究費の額	304, 254 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 3 年 5 月 26 日に北九州市立大学の教員について公益通報制度に基づく通報があった（研究費不正とは無関係の内容）。その後、北九州市立大学通報規程に基づく予備調査で研究費不正（学外者へ物品等を研究の目的以外で貸与）の疑いが発覚し、同年 11 月 9 日に公益通報担当部署から最高管理責任者に予備調査の報告を行い、公的研究費の告発等窓口において研究費不正使用の疑いを把握した。

【調査に至った経緯等】

公益通報担当部署の予備調査結果について、その合理性を確認し、同年 12 月 7 日に北九州市立大学公的研究費取扱規程第 24 条に基づき、研究費不正に係る本調査が必要と判断した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 4 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置

【調査内容】

・調査期間

令和 3 年 11 月 9 日～令和 4 年 10 月 12 日

・調査対象

対象者：当該教員

対象経費：平成 26 年度～令和 3 年度における当該教員が管理していた全ての研究費

・調査方法

〈書面調査〉

・調査対象年度の調査対象者に係る全ての会計帳票及び証憑書類を検査し内容を確認

・調査対象者に対して備品購入の動機、学外者への貸与等の状況及び出張時の具体的行動等の状況を書面により調査（出張の相手方への書面調査を含む）

〈実地調査〉

・調査対象者の上記年度における購入物品のうち、学外者から返却された物品、10 万円以上の購入備品及び換金性の高い物品、目的外使用に供されたものと同種の物品について、管理状況を現物確認

〈ヒアリング調査〉

・学外者及び調査対象者に対し聴取調査（調査対象者 2 回〈5 月, 8 月〉、学外者 1 回〈5 月〉）

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用、不適切な物品管理

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

学外者との関係を維持するため

・手法

研究用の物品について、大学事務局を通じて、正規の手続きにより発注・納品させ、大学事務局から調査対象者に引き渡した後、研究活動とは関係のない学外者に長期間（数年間程度）貸与した。当該者

が物品を所持していることを日頃から確認し、備品監査の際は、当該者から一時返却させることなどにより内部監査を欺いていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途

資金の種類	①不正使用額	②不適切な物品管理	不正等が行われた年度	不正に関与した研究者数
大学自己資金	245,160 円	50,220 円	①平成 26、28、29 年度	1 人
			②平成 26 年度	1 人
科学研究費助成事業	59,094 円	0 円	①平成 27 年度	1 人
計	304,254 円	50,220 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・不正に貸与された物品一覧

No.	品名	取得日	取得価格	財源
1	プリンター	H26/ 9/3	12,420 円	大学自己資金
2	テレビ	H27/ 1/6	37,800 円	大学自己資金
3	FAX 付電話	H27/ 1/6	18,360 円	大学自己資金
4	デジタルカメラ	H28/ 2/1	59,094 円	科学研究費補助金
5	デジタルカメラ	H28/6/27	54,000 円	大学自己資金
6	ノートパソコン	H30/1/31	172,800 円	大学自己資金

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

〈結論及び私的流用の有無〉

下記の判断理由により上記のNo.3~6 については、当初から研究目的ではなく、学外者に貸与する目的で購入したものとして目的外使用（私的流用）とし、No.1,2 については不適切な物品管理と判断した。

〈判断理由〉

・ FAX 付電話

ヒアリングにおいて、調査対象者から「FAX 付電話については、当初から貸すつもりであった」旨の供述があった。

・ デジタルカメラ

当該デジタルカメラを使用して作成したデータの提出を求めたが、研究データなど当該機器が研究に使用された証拠が提出できなかった。また、調査対象者へのヒアリングにおいて研究データが保存されていないこと及び当該機器を研究に使用したことについて合理的な説明がなかった。購入年月と貸与したと思われる日が近い。

・ パソコン

初期化されていたパソコンから購入後半年程度の保存ファイル名を復元したが、研究関連と認められるものはなく、それに対する合理的な説明もなかった。購入時期（2018.1.31）と当該パソコンに最初に保存されたファイルの保存年月日（2018.5 月下旬）が近く、最初に保存されたファイルは学外者の関係者のものであった。

・ テレビとプリンター

研究に使用したかどうかのデータの確認は物理的に不可能なこと、購入年月と貸与したとされる年月の間にある程度期間があること、「研究のために購入したものを一定期間研究に使用した後に学外者に貸与した」との調査対象者の供述を総合的に勘案し、不適切な物品管理と認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

〈監査方法の課題〉

内部監査において、調査対象の抽出件数が少数であり、実際に調査対象となる確率が低かったこと、調査対象に該当したという通知から調査実施まで時間的猶予があることにより、貸与していた物品を返却させて調査に備えることができる等、実地調査の方法に改良の余地があり、結果として目的外使用が可能な環境にあった。

〈コンプライアンス意識の欠如〉

毎年実施している備品の自己確認において、調査対象者は全ての管理物品は自らの研究室にあると回答していたが、実際には学外者に一部使用させており、調査対象者のヒアリングでも、いずれ返却してもらえれば問題ないと思ったとの発言があったことから、調査対象者の物品管理に対する倫理意識・コンプライアンス意識が欠落していた。

〈使用目的の確認〉

内容等に疑義がある場合を除き、購入目的やどの研究のどの部分に使用するかなどは確認していなかった。

【再発防止策】

〈不正防止の意識向上策〉

- ・北九州市立大学で定めている研究費不正防止ガイドラインにおいて、今回の事案（研究目的以外で物品を貸与又は贈与しないことなど適正な物品管理、違反した場合の措置など）を盛り込んだ改正を行う。
- ・コンプライアンス研修を今回の事案を盛り込んだ内容で実施し、注意喚起を行う。

〈監査体制の強化等〉

- ・内部監査における実地監査対象範囲の拡大、実施に当たっての事前の通知を可能な限り直前に実施する（準備期間を与えない）。

〈物品管理等の強化〉

- ・物品等のセルフチェック時（毎年実施）に、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者による物品等の管理状況の聴取調査を実施する。
- ・汎用性の高い物品（テレビ、デジタルカメラ、ブルーレイレコーダー等）については、購入の際に使用目的を確認する。

◇その他（研究機関が行った措置）

〈関係者の処分〉

調査対象者について、令和5年2月7日付で、当該者に係る他の非違行為（無許可兼業等、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反）と併せて北九州市立大学職員就業規則に基づき、「諭旨解雇」処分とした。

〈公的研究費の取扱い〉

調査対象者の全研究費を対象に、統括管理責任者（研究担当副学長）の承認がなければ、支出できないこととした（令和4年度分研究費から実施）。

〈本件の公表状況〉

令和5年2月15日

北九州市立大学において記者会見及び北九州市立大学ホームページにて公表（氏名公表あり）。